

議発第8号

議会だより編集特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、裏面のとおり議案を提出する。

令和5年5月16日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均	安田彰	橋本勝弘
石川紀子	鷺山記世	高橋篤仁
大井正	山田浩司	藤原正光
富田まゆみ	勝川志保子	松浦昌巳
嶺岡慎悟	藤澤恭子	鈴木久裕
寺田幸弘	山本裕三	窪野愛子
山本行男	草賀章吉	二村禮一

議会だより編集特別委員会の設置

1 設置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第4項及び掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）第6条第1項の規定により、掛川市議会に議会だより編集特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 所管事項

委員会の所管事項は、かけがわ市議会だよりの編集及び発行に関することとする。

3 定数

特別委員の定数は、6人とする。

4 設置期限等

委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続するものとする。